

〈要支援の方のサービスの料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的サービス利用料（1ヶ月の個人負担額）＊1割負担の場合

要支援区分	要支援1	要支援2
金額	1,775円	3,638円

☆加算対象サービス（1ヶ月の個人負担額）＊1割負担の場合

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、追加料金としてご負担いただきます。

加算	費用
サービス提供体制加算 I 1	要支援1-78円 要支援2-155円
運動器機能向上加算	242円
介護職員処遇改善加算 I	全ての単位数の5.9%
特定処遇改善加算 I	全ての単位数の1.2%

☆ご契約者がまだ要支援の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり550円 ※別途おやつ代として50円頂いています。

②レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに、丁寧にご説明します。